

令和7年1月28日

第1回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和7年1月28日（火）午後3時

場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

（1）議案第1号 令和7年度倉吉市の教育方針と重点施策について…………… 1

（2）議案第2号 教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の
一部改正について…………… 3

5 教育長報告

6 報告事項 各課報告（別紙）

7 その他

8 閉 会

議案第 1 号

令和 7 年度倉吉市の教育方針と重点施策について

令和 7 年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 28 日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

令和7年度 倉吉市の教育方針と重点施策

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法

- ・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
- 学校教育法
- 社会教育法
- 図書館法
- 文化財保護法
- 博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち 自立して生きる 未来を拓く 人づくり

【教育大綱】

- ・創造性を培い、豊かな心と健やかな身体を養う。
- ・幅広い知識を身に付け、自立して生きる力を養う。
- ・社会の一員として、多様な人とともに、協働する力を養う。
- ・郷土を愛し、自然を大切にし、伝統や文化を尊重する態度を養う。

第12次倉吉市総合計画

まちづくりの基本理念

【将来像】

元気なまち、くらしよし、未来へ！
基本目標3【教育・文化】
未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり

倉吉市教育の創造

- ・第3期倉吉市教育振興基本計画の進ちょく管理(5年計画の5年目)・教職員の働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化(教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校訪問)
- ・ふるさとキャリア教育の推進
- ・ICTの効果的な利活用によるDXの推進

1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

① 開かれた学校づくりの推進

- ・地域と共に進めるふるさとキャリア教育の実践
- ・地域学校委員会(コミュニティ・スクール)の活性化
- ・積極的な学校公開

② 家庭教育の充実

- ・地域未来塾

③ 地域力を育む社会教育の推進

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備(生涯学習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催)
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場づくり(放課後子ども教室、子ども会活動の支援、ハイスクールフォーラム、実行委員会によるはたちのつどいの実施)

④ コミュニティセンター(公民館)活動の推進

- ・人づくり、地域づくりにつながる機能強化(重点取組事業の実施)

⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

- ・ベストコレクション展の開催とテーマ性のある展示の創出
- ・美術賞(菅橋彦大賞)の開催準備
- ・教育普及活動の充実と調査研究活動の推進

⑥ 豊かな心を育む図書館

- ・読書活動の推進
- ・対象者のニーズに応じたサービスの提供
- ・山上億良短歌募集事業の継続



2 創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

⑦ 幼児教育の充実

- ・幼児期の教育と小学校教育の連携

⑧ 学力向上の推進

- ・教員の資質・能力向上のための取組
- ・学力向上の推進
- ・学習者主体の学びの研究
- ・ICTを活用した新たな学びの構築



⑨ 特別支援教育の充実

- ・支援を必要とする児童生徒を支える学校体制づくり
- ・小学校1年生対象の「読み」に対する早期支援

3 安心・安全な教育環境の充実

⑩ 組織的・機能的な学校経営

- ・組織的・機能的な学校運営体制の確立
- ・働き方改革の推進(ハラスメント防止・部活動地域移行への協力)
- ・共同学校事務室の取組

⑪ 安心して教育を受ける機会の推進

- ・倉吉市不登校対策4つの柱をもとにした取組
- ・倉吉モデル中学校統一制服に向けた取組
- ・教育助成の充実(就学援助、特別支援教育就学奨励)
- ・奨学金制度・通学費支援(児童生徒遠距離通学)
- ・防犯、防災対策の継続

⑫ 教育環境の整備充実

- ・学校のICT化、施設の適正な維持管理

⑬ 学校の適正配置の推進

- ・今後の小中学校適正配置について方向性を検討

⑭ 文化教養施設・体育施設の整備充実

- ・施設の長寿命化・体育施設の整備・充実
- ・倉吉パークスクエア・倉吉交流プラザの長寿命化・脱炭素化



4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

⑮ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・「学校教育における人権教育の方針」に基づく人権教育の推進
- ・倉吉市学校教育における人権学習関連教材の実践
- ・よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケートの活用、相談体制の充実
- ・いじめを許さない学校体制づくり・情報モラル教育の推進

⑯ たくましい体の育成

- ・健やかな心と体の育成・中学校部活動地域連携地域移行
- ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

⑰ 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭などによる学校での食に関する指導
- ・親子で学ぶ食の教室の実施

⑱ 体育・スポーツの振興

- ・スポーツ活動支援(スポ少補助、スポーツ大会、全国大会補助等)
- ・生涯スポーツの推進(スポーツ推進委員、ニュースポーツ交流会)



5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

⑲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・地域の人・もの・ことがらに触れるふるさとキャリア教育の推進
- ・小中学生リーダー会議

⑳ 文化財の保存、活用、伝承

- ・指定文化財等の防災・防犯等適切な保護管理
- ・指定文化財等の展示、文化財を核とする講座の開設
- ・学校教育・社会教育との連携

㉑ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

- ・テーマ性のある展示創出・教育普及活動の充実と調査活動の推進

議案第 2 号

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部改正について

【改正理由】

教育財産の取得を市長に申し出、又は工事の計画を策定する事務につき教育委員会から教育長に委任される範囲の金額について、その上限を倉吉市事務代決及び専決規程にある副市長の専決区分と同等とするよう、教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 教育委員会から教育長に委任される教育財産の取得の申し出及び工事の計画の策定の金額の範囲について、それぞれその上限を引き上げることとした。 (第2条関係)
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1） 略 （2） 1件<u>2,000万円以上</u>の教育財産の取得を申し出ること。 （3） 1件<u>5,000万円</u>以上の工事の計画を策定すること。 （4）～（8） 略	（委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1） 略 （2） 1件<u>1,000万円を超える</u>教育財産の取得を申し出ること。 （3） 1件<u>300万円</u>以上の工事の計画を策定すること。 （4）～（8） 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。